

議案第16号

入間市介護保険条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和6年2月14日提出

入間市長 杉島 理一郎

提 案 理 由

介護保険法施行令等の一部改正及び介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料を改定するとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

入間市介護保険条例の一部を改正する条例

入間市介護保険条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「29,640円」を「29,430円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「41,496円」を「41,072円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「44,460円」を「44,630円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「53,352円」を「58,212円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「59,280円」を「64,680円」に改め、同項第6号中「65,208円」を「77,616円」に改め、同号イ中「第22条第21号」を「第22条第22号」に、「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は」を「、」に改め、「第11号イ」の次に「又は第12号イ」を加え、同項第7号中「74,100円」を「84,084円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は」を「、」に改め、「第11号イ」の次に「又は第12号イ」を加え、同項第8号中「88,920円」を「97,020円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は」を「、」に改め、「第11号イ」の次に「又は第12号イ」を加え、同項第9号中「94,848円」を「109,956円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は」を「、」に改め、「第11号イ」の次に「又は第12号イ」を加え、同項第10号中「109,668円」を「122,892円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は」を「、」に改め、「次号イ」の次に「又は第12号イ」を加え、同項第11号中「118,560円」を「135,828円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、「除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第12号中「130,416円」を「155,232円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の一号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 148,764円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）

第2条第2項中「11,856円」を「10,995円」に改め、同条第3項中「14,820円」を「12,936円」に改め、同条第4項中「2,964円」を「323円」に改める。

第4条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は」を「、」に改め、「第9号ロ」の次に「、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」を加え、「第39条第1項第1号から第9号」を「第38条第1項第1号から第12号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第6号イの改正規定中「第22条第21号」を「第22条第22号」に改める改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の入間市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。